

国民年金だより



令和3年度国民年金保険料 について

令和3年4月から令和4年3月分までの国民年金保険料額は、月額16,610円です。

令和3年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づき、令和3年度の保険料改定率0.977を乗じることにより、16,610円となりました。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、

そして便利でお得な口座振替もあります。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。

保険料の納め忘れがあると、万一の障害や死亡といった不慮の事態が発生したとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

便利でお得な納付方法をご利用ください

【口座振替(口座からの引き落とし)】

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。さらに、「早割(当月末納付)」で納めると、保険料が割引されます。

過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

【クレジットカード納付】

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

過去の納め忘れの保険料及び一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。

「不審な電話や訪問」にご注意ください

全国各地で、「日本年金機構」、「委託事業者」、「社会保険庁」若しくは「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号や家族構成、預貯金額を聞くなど、不審な電話や訪問があった等というお問い合わせが寄せられています。

また、年金機構の書類を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問い合わせも寄せられています。

【まず、ここに注意ください！】

日本年金機構職員及び委託事業者が訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し、お客様に提示いたします。なお、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

予約方法は、全国共通の専用受付電話「0570 05 4890」又はお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話26 9026

日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166 72 5002

